

国民健康保険制度のお知らせ

■納税通知書を送付

国民健康保険税(以下、保険税)の納税通知書を7月上旬に発送します。届かない場合は、保険係までご連絡ください。納付書・口座振替による納付は年8回です。

なお、保険税の計算は表1のとおりです(年度途中で加入・脱退する場合は月割で計算)。

税制改正に伴い、被保険者の所得から控除される基礎控除額が、令和3年度分から変更され

ました。

■保険税のお知らせは世帯主に送付

保険税の納税義務者は世帯主です。そのため、世帯主が国民健康保険(以下、国保)ではなく社会保険などに加入しているも、世帯員が国保に加入しているれば、保険税のお知らせは世帯主宛てに送付します。

■年金受給額からの差し引き

次のすべてに該当する方は、表2のとおり、世帯主の老齢基

表1 1世帯当たりの保険税の計算(年額)

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分(※1)
所得割(令和2年中の所得に対して計算)	税率 5.60%	税率 2.25%	税率 1.70%
均等割(国保加入者1人につき定額)	2万7500円	1万1500円	1万4500円
課税限度額	63万円	19万円	17万円

※1 対象は40～64歳の方

表2 年金受給額からの差し引き

仮徴収	4月	令和2年中の所得が確定するまでは、引
	6月	年中の所得で仮算定した保険税を差し引
	8月	ぎます。
本徴収	10月	令和2年中の所得が確定した後は、年間
	12月	保険税額から仮徴収分を除いた額を3回
	2月	に分けて差し引きします。

表3 所得による均等割額の軽減

合計所得金額	軽減割合
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円以下	7割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+28万5000円×被保険者数以下	5割
43万円+(給与所得者等(※2)の数-1)×10万円+52万円×被保険者数以下	2割

※2 一定以上の給与・公的年金等の所得者

礎年金などの受給額から保険税を差し引きます(申請により口座振替での納付も可)。

* 国保に加入している世帯主及び世帯員全員が65～74歳

* 差し引きの対象となる年金の受給額が年額18万円以上

* 介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の2分の1以下

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなどした世帯の保険税を

減免

保険税の免除または減額をする制度があります。詳しくは、4ページをご覧ください。

社会保険から後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者の保険税を減免

会社の保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、65歳以上の被扶養者が新たに国保に加入した場合、均等割額が半額となり、所得割額は全額免除されます。減免措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。

非自発的失業者の保険税を軽減

会社の都合などにより65歳未満で離職し、雇用保険受給資格

者証の離職理由に記載されている番号が、11、12、21、23、31、34の方は、保険税を計算するときの給与所得が70%減額されます。減額措置を受けるには、市役所保険係へ申請してください。

申請には、雇用保険受給資格者証と、保険証が必要です。

軽減の期間は、離職した日の翌月の月から翌年度末までです。

所得金額による軽減

被保険者全員と世帯主の合計所得が一定金額以下の世帯は、均等割額が表3のとおり軽減されます。申請の必要はありません。税制改正に伴い、3年度分から、一部変更されました。

子ども均等割額を軽減

(昭島市独自の軽減)

国保に加入する18歳以下の方のうち、2人目の均等割額を半額に、3人目以降の均等割額を9割軽減します。申請の必要はありません。

ただし、所得金額による軽減の対象となる世帯は、所得金額が昭島市独自の軽減よりも少ない場合は、差額を軽減します。

なお、18歳とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの

間にある方のことをいいます。

新しい高齢受給者証を送付

現在交付している高齢受給者証の有効期限は7月31日です。

前年の収入で負担割合を再判定し、8月から使用できる受給者証を7月下旬に送付します。

有効期限の過ぎた受給者証は、市役所保険係、東部出張所、あいばつくのいずれかへの返却にご協力ください。

限度額適用認定証と減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用を希望する方、新たに必要な方は、市役所保険係へ申請してください。

なお、新しい認定証の発行は7月下旬からです。

加入や脱退は届け出を

保険税は、加入手続きをした月からではなく、資格を得た月から納めていただきます。手続きが遅れた場合は、遡って納めることとなります。

また、会社などの健康保険に加入したときは、変更のあった日から14日以内に市役所保険係へ資格喪失届を提出し、国保をやめる手続きをしてください。

☆詳しくは、保険係へ。